

一般社団法人青森県安全運転管理者協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県安全運転管理者協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に定めるところにより青森県公安委員会に選任の届け出をした安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）がその業務を適切に遂行するために必要な事業を行うとともに安全運転管理者等選任事業所における交通安全活動を促進し、もって自動車の安全な運転の確保と交通事故の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全運転管理者等に対する研修
- (2) 安全運転に関する指導、研修等
- (3) 青森県公安委員会から委託された安全運転管理者等に対する講習
- (4) 行政機関が行う交通安全対策等に対する協力
- (5) 交通安全等に功労のあった者の表彰
- (6) 機関誌、テキスト等の編集、発行等
- (7) 図書、広報資料等の作成、配布等
- (8) 安全運転管理、交通事故等に関する相談業務
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した安全運転管理者等
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した安全運転管理者等以外の個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の事業の推進に特に功労があった者又は学識

経験者で理事会において推薦されて入会したもの

- 2 この法人の社員は、概ね正会員 40 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。)上の社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選出されることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 6 理事又は理事会は、代議員を選出することはできないものとする。
- 7 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、4 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に行われる代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、社員たる資格を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権は有しないこととする。)
- 8 代議員が欠けた場合又は員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の代議員を選挙する場合は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第 8 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に実施される第 7 項の代議員選挙終了の時までとする。
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に行使できる。
 - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)

- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

12 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 会長は、入会の申込みがあったときは、その可否を速やかに決定し、これを本人に通知するものとする。

（会費）

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に必要な費用に充てるため、社員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

（会員の資格喪失）

第9条 前条の場合のほか、会員は、次に掲げるいずれかの事由に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(5) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定に基づいて会員を除名しようとするときは、当該会員に除名の決議を行う社員総会の1週間前までにその旨を通知し、当該社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めら

れた事項

(開催)

第13条 社員総会は、事業年度終了後3箇月以内に開催する定時社員総会のほか、必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。ただし、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集する場合は、社員総会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、社員総会の日の2週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その社員が出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び社員総会に出席した社員のうちから選出された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 18人以上25人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事又は常務理事(以下「専務理事等」という。)とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事等をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事等は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事等は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事等は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、理事及び事務局職員に対し、事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 第21条で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の専務理事等には、社員総会の決議によって定める範囲内において別に定めるところにより報酬等を支給するものとする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 この法人に任意の機関として、顧問及び相談役（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 顧問等は、理事会において選任する。

4 顧問等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事及び監事はその職務を怠ったことにより生じた損害賠償の責任について、法人法第113条第1項に規定する額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事等の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が定めるところにより副会長が理事会を招集する。

2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事会を招集する場合は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長、部長等重要な職員を置く場合は、会長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事及び監事は、次のとおりとする。
[理事] 武田隆一 於本正 松下覚 今誠康 丸井春彦 天摩勉
杉山幹彦 松山英樹 野呂司 山田賢司 成田好樹
鈴木清孝 千葉和夫 福井基 高橋敏 三戸義仁
大滝正勝 田谷正雄 河原木克尚 高島彰 佐々木眞
蓬畑善弘 石岡修
[監事] 工藤貴実王 岡田寛紀
- 3 この法人の最初の会長は武田隆一、常務理事は石岡修とする。
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款の施行後最初の代議員は、特例民法法人時に行われた直近の代議員選挙において選出された者とする。なお、任期については、従前のおりとする。

・改正

一部改正～平成24年5月25日施行

「常務理事」を「専務理事又は常務理事（以下「専務理事等」という。）」